

# 届出の手引

〔産業廃棄物処理施設軽微変更等届出  
欠格要件に係る届出〕

新潟市環境部廃棄物対策課

平成31年4月  
令和元年12月一部改訂  
令和3年2月一部改訂

## 本書で用いる用語の定義

- 法 …………… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をいう。
- 処理施設 …… 法第 15 条に定める産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場をいう。
- 政令 …………… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）をいう。

## 利用上の注意

- 1 この手引は、処理施設の変更等又は欠格要件に該当するに至った旨の届出の際に参考としていただくために作成したものです。
- 2 この手引は、届出の手続、必要書類及び留意事項等についての概要を説明しているものであり、届出に係る制度のすべての事項を記載しているものではありません。
- 3 この手引に記載した取扱いは、他の自治体の取扱いと異なる場合があります。新潟市に届け出る場合のみに御利用ください。
- 4 不明な点及び制度の詳細等については、新潟市環境部廃棄物対策課に御確認ください（9 ページ参照）。

## 目 次

<b>1</b>	<b>届出の必要な事項</b> .....	<b>3</b>
<b>2</b>	<b>届出方法等</b>	
	(1) 届出期限.....	5
	(2) 届出受付場所及び提出部数.....	5
<b>3</b>	<b>届出書類の作成</b> .....	<b>5</b>
	(1) 軽微変更等届出事項.....	6
	ア 処理施設に係る軽微変更.....	6
	イ 事業者に係る軽微変更.....	7
	(2) 欠格要件に係る届出事項.....	8
<b>4</b>	<b>担当窓口</b> .....	<b>9</b>

# 1 届出の必要な事項

産業廃棄物処理施設設置許可を受けている事業者は、表1に掲げる事項の変更があった場合は届出が必要です。※のついた事項については、表2右側に該当する変更である場合、産業廃棄物処理施設変更許可申請が必要です。この届出では変更できません。

表1

届出種類	届出事項	ページ
変更届出	<p>ア 処理施設に係る軽微変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理施設の「廃止」・「休止」・「再開」</li> <li>・ <b>※</b>処理能力の変更</li> <li>・ <b>※</b>位置、構造等の設置に関する計画の変更</li> <li>・ <b>※</b>維持管理に関する計画の変更</li> <li>・ 焼却施設における焼却灰等の処分方法の変更</li> <li>・ 廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、シアン化合物の分解施設の汚泥等の処分方法の変更</li> <li>・ 廃水銀等の硫化施設の処理に伴い発生する廃棄物の処分方法</li> <li>・ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設の処理に伴い発生する廃棄物の処分方法の変更</li> <li>・ 最終処分場の埋立処分の計画及び災害防止のための計画の変更</li> <li>・ 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法の変更</li> <li>・ 着工予定年月日及び使用開始予定年月日の変更</li> </ul>	6
	<p>イ 事業者に係る軽微変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名(個人の場合)又は名称(法人の場合)及び住所の変更</li> <li>・ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更</li> </ul> <p>ただし、上記の者の次に掲げる事項の変更は届出不要です。</p> <p>(ア) 氏名(婚姻等によるもの)</p> <p>(イ) 出資者等の名称(出資者等が法人の場合)</p> <p>(ウ) 役員又は使用人の役職(例:取締役 → 監査役) (代表者の変更を除く。)</p> <p>(エ) 住所</p> <p>(オ) 本籍</p> <p>(カ) 発行済株式の総数又は出資の額に対する出資者等の保有する株式の数又は出資の金額の割合が100分の5を挟まない変更</p>	7
欠格要件に係る届出	<p>欠格要件に係る条項(→ 様式集 59 ページ)のいずれかに該当するに至った場合</p>	8

表 2

	軽微な変更となるもの	変更の許可が必要なもの																																
処理能力	○許可を受けた処理能力と比較して処理能力が減少又は 10%未滿の増加をする変更	○許可を受けた処理能力と比較して処理能力が 10%以上増加する変更																																
位置、構造等の設置に関する計画	○変更の許可が必要なものの以外の変更  (例) 付帯設備の変更 配管の変更	○処理施設の位置又は処理方式の変更  ○以下の施設の種類の設備に係る変更 <table border="1" data-bbox="683 521 1428 1413"> <thead> <tr> <th>施設の種類の</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚泥の脱水施設</td> <td>脱水機</td> </tr> <tr> <td>汚泥の乾燥施設</td> <td>乾燥設備</td> </tr> <tr> <td>汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃 PCB 等、産業廃棄物の焼却施設</td> <td>燃焼室</td> </tr> <tr> <td>廃油の油水分離施設</td> <td>油水分離設備</td> </tr> <tr> <td>廃酸又は廃アルカリの中和施設</td> <td>中和槽</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設</td> <td>破碎機</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類等を含む汚泥のコンクリート固化施設</td> <td>混練設備</td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設</td> <td>ばい焼室</td> </tr> <tr> <td>汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</td> <td>熱分解設備又は分解槽</td> </tr> <tr> <td>廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の溶融施設</td> <td>溶融炉又は破碎設備</td> </tr> <tr> <td>廃 PCB 等の分解施設</td> <td>反応設備</td> </tr> <tr> <td>PCB 汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設</td> <td>洗浄設備又は分離設備</td> </tr> <tr> <td>遮断型最終処分場</td> <td>外周仕切設備</td> </tr> <tr> <td>安定型最終処分場</td> <td>擁壁又はえん堤</td> </tr> <tr> <td>管理型最終処分場</td> <td>遮水層又は擁壁若しくはえん堤</td> </tr> </tbody> </table> ○当該変更によって設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることになる変更  ○処理に伴い生ずる排ガス又は排水の排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)又は量の増大に係る変更	施設の種類の	設備	汚泥の脱水施設	脱水機	汚泥の乾燥施設	乾燥設備	汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃 PCB 等、産業廃棄物の焼却施設	燃焼室	廃油の油水分離施設	油水分離設備	廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽	廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設	破碎機	ダイオキシン類等を含む汚泥のコンクリート固化施設	混練設備	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	ばい焼室	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	熱分解設備又は分解槽	廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の溶融施設	溶融炉又は破碎設備	廃 PCB 等の分解施設	反応設備	PCB 汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設	洗浄設備又は分離設備	遮断型最終処分場	外周仕切設備	安定型最終処分場	擁壁又はえん堤	管理型最終処分場	遮水層又は擁壁若しくはえん堤
施設の種類の	設備																																	
汚泥の脱水施設	脱水機																																	
汚泥の乾燥施設	乾燥設備																																	
汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃 PCB 等、産業廃棄物の焼却施設	燃焼室																																	
廃油の油水分離施設	油水分離設備																																	
廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽																																	
廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設	破碎機																																	
ダイオキシン類等を含む汚泥のコンクリート固化施設	混練設備																																	
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	ばい焼室																																	
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	熱分解設備又は分解槽																																	
廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の溶融施設	溶融炉又は破碎設備																																	
廃 PCB 等の分解施設	反応設備																																	
PCB 汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設	洗浄設備又は分離設備																																	
遮断型最終処分場	外周仕切設備																																	
安定型最終処分場	擁壁又はえん堤																																	
管理型最終処分場	遮水層又は擁壁若しくはえん堤																																	
維持管理に関する計画	○変更の許可が必要なものの以外の変更	○排ガスの性状及び放流水の水質等について、生活環境の保全のため達成することとした数値の変更であって、変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増加する変更  ○排ガスの性状及び放流水の測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が低くなる変更  ○その他施設の維持管理に関する変更																																

## 2 届出方法等

### (1) 届出期限

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書は許可を受けた処理施設において3ページに示す軽微な変更があった場合、遅滞なく提出してください。

また、欠格要件に係る届出は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出してください。

### (2) 届出受付場所及び提出部数

届出は、あて先を新潟市長〇〇〇（市長名）とし、新潟市環境部廃棄物対策課に持参し、1部提出してください。

受領印が押された届出者控の返送を希望する場合は、返信用封筒（返信先を記載し、必要な切手を貼付したもの）を同封してください。

## 3 届出書類の作成

- ・ 届出書類は、次の表の記載順に綴じてください（→注1 同時に2件届け出る場合の添付書類（8ページ））。
- ・ 届出後であっても、届出書類の補正をお願いする場合があります。
- ・ 表2に掲げる事項以外にも、次の①～⑤に掲げる事項を伴う場合、別途申請又は届出が必要です。この届出では変更できません。
  - ① 処理施設を譲り受け又は借り受ける
  - ② 許可を受けた法人の合併又は分割
  - ③ 処理施設の相続
  - ④ 産業廃棄物最終処分場の終了
  - ⑤ 産業廃棄物最終処分場の廃止

(1) 軽微変更等届出事項

ア 処理施設に係る軽微変更

以下の変更の場合は、事前に担当窓口を確認を行い、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第二十三号)(様式集 60 ページ)及び下表の右側に記載する書類を提出してください。届出書には処理施設の許可番号を記載してください(処分業の許可番号ではありません。)

軽微な変更の内容	添付書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設の「廃止」・「休止」・「再開」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止若しくは休止又は再開の理由及び年月日を記載した書類</li> <li>廃止・再開の場合は事前に担当窓口との打ち合わせにおいて必要とされた書類を添付すること。</li> <li>休止の場合は施設の写真及び位置図</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>処理能力の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更の理由を記載した書類</li> <li>変更の許可に該当しないことを示す書類</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>位置、構造等の設置に関する計画の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更の理由を記載した書類</li> <li>変更後の設置に関する計画を記載した書類</li> <li>変更後の処理施設の構造を明らかにする設計計算書</li> <li>変更の許可に該当しないことを示す書類</li> <li>写真</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理に関する計画の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更の理由を記載した書類</li> <li>変更後の維持管理に関する計画を記載した書類</li> <li>変更の許可に該当しないことを示す書類</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却施設における焼却灰等の処分方法の変更</li> <li>油水分離、廃酸又は廃アルカリの中和施設、シアン化合物の分解施設の処理に伴い発生する汚泥等の処分方法の変更</li> <li>廃水銀等の硫化施設の処理に伴い発生する廃棄物の処分方法</li> <li>廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設の処理に伴い発生する廃棄物の処分方法の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更の理由を記載した書類</li> <li>変更後の処分方法を記載した書類</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場の埋立処分の計画及び災害防止のための計画の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更の理由を記載した書類</li> <li>変更後の計画を記載した書類</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更の理由を記載した書類</li> <li>変更後の搬入及び搬出の時間及び方法を記載した書類</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>着工予定年月日及び使用開始予定年月日の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更の理由を記載した書類</li> <li>変更後の年月日を記載した書類</li> </ul>

## イ 事業者に係る軽微変更

以下の変更の場合は、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第二十三号）（様式集60 ページ） 及び下表の変更項目で○印のある書類を提出してください。法定代理人等の変更の場合、公的書類等は新任の法定代理人、役員、出資者及び使用人のみ添付してください。

※下表の個人とは、産業廃棄物処理施設の許可を個人で有しているものが該当します。

提出書類	個人 の氏名※	個人 の住所※	法人 の名称	法人 の住所	法定 代理人	法人 の役員、出 資者等↓注4	使用 人↓注4	様式集 ページ 又は発行 機関
法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更を記載した書類 (市様式第16号(届出)) ・変更のない法定代理人、役員、出資者等又は使用人も記載すること。					○	○	○	54 ～ 55
住民票の写し(本籍又は国籍の記載があるもの) →注2	○	○			○	○	○	市区 町村
登記されていないことの証明書(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)等 →注2・注3	○	○			○	○	○	法務 局
定款又は寄附行為(現行の定款又は寄附行為と相違ない旨の証明をしたもの)			○	○		○ 法人代 表者の 場合		
履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本) →注2			○	○	○ 対象が 法人で ある 場合	○ 対象が 法人で ある 場合		法務 局
付近の見取図(事務所の位置を表示すること。)		○		○				
使用人証明書(市様式第2号(共通))							○	35

→注2 公的書類の有効期間(8ページ)

→注3 登記されていないことの証明書等(8ページ)

→注4 役員、出資者等、使用人(8ページ)



## (2) 欠格要件に係る届出事項

書 類	留 意 事 項	様式集ページ
産業廃棄物処理施設の設置の許可の欠格要件に係る届出書 (別記様式第8号の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名、名称、住所等は略さずに記載し、添付書類と一致していること。</li> </ul>	61
欠格要件に該当するに至った具体的事実が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>判決文の写し、取消通知書の写し</li> </ul>	

### 注1 同時に2件届け出る場合の添付書類

同時に2件以上(例:産業廃棄物処分業の変更届と産業廃棄物処理施設軽微変更等届)届け出る場合、共通する添付書類はいずれか1件に原本を添付し、他の届出書類には写しを添付します。

### 注2 公的書類の有効期間

公的書類は、届出日前3か月以内に発行されたもので、**原本**に限ります。

### 注3 登記されていないことの証明書等

- 精神の機能の障がいにより当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要な書類として、「登記されていないことの証明書」、「医師の診断書」、「認知症に関する試験結果」のうちいずれか1つを添付してください。
- 登記されていないことの証明書(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)を法務局へ証明申請する際、「証明事項」欄については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」をチェックしてください。

### 注4 役員、出資者等、使用人

#### ア 役員

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(監査役、評議員、理事、監事等)と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

#### イ 出資者等

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

#### ウ 使用人

政令第6条の10に規定する使用人をいう。

(参考) 政令第6条の10(令第4条の7)

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

#### 4 担当窓口

担当窓口	所在地	電話番号 (FAX)
新潟市環境部廃棄物対策課 (新潟市役所本館2階)	〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1番町602番地1	025-226-1411 (025-222-7032)

※【参考】新潟県知事許可に関する申請・届出等については、下記に、お問い合わせください。

担当窓口	所在地	電話番号 (FAX)	担当地域
新発田地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	0254-26-9139 (0254-26-6800)	新発田市、村上市、 五泉市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町、 阿賀町、関川村、 粟島浦村
三条地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒955-0046 三条市興野 1-13-45	0256-36-2234 (0256-36-2235)	三条市、加茂市、 燕市、弥彦村、 田上町
長岡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒940-0857 長岡市沖田 2-173-2	0258-38-2532 (0258-38-2671)	長岡市、柏崎市、 小千谷市、見附市、 出雲崎町、刈羽村
南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒949-6680 南魚沼市六日町 620-2	025-772-8154 (025-772-2190)	十日町市、魚沼市、 南魚沼市、湯沢町、 津南町
上越地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒943-0807 上越市春日山町 3-8-34	025-524-4237 (025-524-6998)	上越市、妙高市、 糸魚川市
佐渡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒952-1555 佐渡市相川二町 目浜町20-1	0259-74-3428 (0259-74-4563)	佐渡市
新潟県県民生活・環境部 廃棄物対策課 産業廃棄物係	〒950-8570 新潟市中央区 新光町4-1	025-280-5161 (025-280-5740)	新潟市、県外